平成 17 年度 横浜市人事行政の運営等の状況

平成 18 年 11 月 横 浜 市 この報告書は、地方公務員法(昭和25年法律第261条)第58条の2及 び横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年2月横浜市 条例第2号)第6条の規定に基づき、横浜市人事行政の透明性を高め、その公 正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚 生福利などを広く市民の皆様に公表するものです。

目 次

人事行政の運営の状況	兄
------------	---

(1)	職員の任免及び職員数に関する状況 ・・・・・・・・・・2
ア	採用及び退職等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・2
1	昇任及び降任の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・3
ウ	任用形態別の職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・4
【参	考】横浜市における人口 10 万人あたりの職員数の推移 ・・・・・・5
(2)	職員の給与の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・6
【参	考】人件費の見直しに関する取組及び本市ラスパイレス指数の推移・・6
ア	人件費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
イ	職員給与費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・8
ウ	平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 ・・・・・・8
工	初任給の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
才	経験年数別・学歴別平均給与月額の状況 ・・・・・・・・・9
力	級別職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・9
キ	職員手当の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・12
ク	特別職の報酬等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・16
(3)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ・・・・・・・・・17
ア	勤務時間の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・17
1	年次休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・17
ウ	特別休暇の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・18
工	育児休業及び部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・18
才	介護休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・19
(4)	職員の分限及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・20
ア	処分事由別分限処分者数の状況 ・・・・・・・・・・・20
1	処分事由別懲戒処分者数の状況 ・・・・・・・・・・・21
(5)	職員の服務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
ア	職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みの状況 ・・・・・・22
イ	営利企業等への従事許可状況 ・・・・・・・・・・・・23
ウ	職務専念義務の免除(職免)の概要 ・・・・・・・・・・23
【参	考】横浜市職員倫理規程の概要(平成 16 年 4 月 1 日施行)・・・・・24
(6)	職員の研修及び勤務成績の評定の状況 ・・・・・・・・・・25
ア	研修の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 研修体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
イ	
ウ	研修実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
工	勤務成績の評定の状況・・・・・・・・・・・・・・・29
(7)	職員の福祉及び利益の保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・31
ア	衛生管理関係の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・31
イ	7
ウ	
エ	その他(職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会) ・・・・・33

人事委員会の業務の状況

(1)	職員の	競争	湖	験及	び	異考	う の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
ア	採用		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	38					
1	昇任		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	42					
ウ	転職	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	44					
(2)	給与、	勤務	5時	間そ	·のf	也の)勤	務	条	件	に	関	す	る	報	告	·及	17	が有	力台	- 0) ドC	伏	況		•	•	•	•	4	5
ア	報告	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	45					
1	勧告					•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	46					
(3)	勤務条	件に	2関	する	措詞	置の)要	求	の :	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
ア	処理状	犬況	•			•	•		•		•		•		•	•			•	•			•	•	• .	47					
1	完結事	事案	•			•	•			•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	47					
(4)	不利益	処分)に	関す	~る?	不服	申	立	て	の :	状	況		•	•	•	•	•		•	, ,	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
ア	処理状	犬況	•			•	•				•	•	•		•	•			•	•				•	• ,	47					
1	完結事	事案	•			•	•				•	•	•		•	•			•	•				•	• ,	47					
(5)	その他	市長	きが	必要	[と]	忍め	つる	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
ア	組織及	をび道	€営			•	•						•		•	•			•	•				•	• ,	48					
1	職員団	団体ℓ)登:	録の	状況	2	•						•		•				•	•				•	• ;	50					
ウ	管理聯	戦員等	筝の1	範囲	の指	定					•					•			•	•		•				50					
工	労働基	長準臣	监督?	機関	とし	て	の罪	哉権	(D)	行	使		•			•			•	•		•				51					
オ	職員⊄)苦情	青の?	処理	のサ	: 沈					•					•			•						. ;	51					
【参	考】根拠	処法 全	j																												
	地方位	公務員	員法	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	52					
	横浜市	 大事	[[政の	運営	等	のキ	犬沥	<u>'</u> 0	公	表	に	関	す	る	条	例		•	•	•	•	•	•	• ;	53					

[本報告書で使用している用語について]

市長部局… 行政委員会、企業局を除く局、事業本部、区

行政委員会… 選挙管理委員会、人事委員会、監査、市会の事務局及び

教育委員会

企 業 局… 水道局、交通局、病院経営局

人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、退職等により職員に欠員が生じた場合、採用や昇任等の方法により職員を任命することができることとされています。

なお、職員の採用や昇任等は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされています。

ここでは、職員の採用や昇任、任用形態別の職員数について紹介します。

ア 採用及び退職等の状況

職員の採用状況及び退職等の状況は次のとおりです。

(ア) 職員の採用状況及び退職状況

(単位:人)

区 分	採用 -			退職		
		定年	定年前早期退職	普通	その他	合計
市長部局等	259	378	160	253	249	1,040
消防局	77	38	13	11	7	69
水道局	5	68	16	7	3	94
交通局	0	69	60	13	5	147
病院経営局	98	3	7	147	0	157
教育委員会	14	84	17	19	1	121
計	453	640	273	450	265	1,628

- (注1) 市長部局等とは、市長部局及び教育委員会を除く行政委員会をいいます。
- (注2) 「定年前早期退職」とは、一定の年齢又は勤続年数以上の者に希望を募り、それに応じて定年前に早期退職した者です。
- (注3) 「普通」とは、定年前に自己都合等により退職した者です。
- (注4) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

区 公	採用	退職									
区分	休用	定年	勧奨退職	普通	その他	合計					
県費負担教職員	779	183	236	195	17	631					

- (注1) 県費負担教職員とは、神奈川県が給与費を負担している小中学校、盲ろう養護学校に勤務する職員です。
- (注2) 「勧奨退職」とは、年齢45歳以上かつ勤続15年以上で退職した者です。
- (注3) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

(イ) 定年退職者(課長級以上)の再就職状況

外郭団体	民間企業	その他	合計
34	7	56	97

- (注1) 「定年退職者(課長級以上)の再就職状況」とは、外郭団体等からの要請により、求められている人材にふさわしい定年退職者を紹介した場合や再就職した定年退職者から再就職先について報告があった場合に本市が把握している再就職の状況です。
- (注2) 「外郭団体」とは、①地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条に定める法人及び設立の経緯や本市施策との関連から議会に報告している団体、②本市出資率25%以上の法人、 ③出資法人のうち市が主たる出資者で、主要な役職員に本市関係者が就任している、または財政援助を行っている団体、④非出資法人のうち市の事務事業と密接な関係を有し、市長が指定する団体です。
- (注3) 「民間企業」とは、(注2) に該当しない会社法に基づく法人等です。
- (注4) 「その他」には、(注2) ~ (注3) に該当しない財団法人、区民利用施設協会等が含まれます。

イ 昇任及び降任の状況

昇任とは現職より上位の職に任命されることであり、降任とは地位を下げて下級の任務に就くことです。

職員の昇任及び降任の状況は次のとおりです。

(単位:人)

							(
区分			昇	任			降 任
	係長級	課長補佐級	課長級	部次長級	部長級	局区長級	件
市長部局等	127	128	64	56	33	8	2
消防局	16	19	8	7	4	1	0
水道局	8	6	3	3	1	1	0
交通局	18	13	8	5	2	0	0
病院経営局	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	5	2	5	1	0	0
計	175	171	85	76	41	10	2

区公	昇	昇 任					
区 分	副校長	校長代理	校長	降 任			
高等学校等教育職員	2	1	4	0			

区分	昇	任	降任
区 分	副校長	校長)
県費負担教職員	94	88	1

(注) 「降任」には、地方公務員法第28条による分限処分としての降任のほか、本人が希望する場合に降任することができる「希望降任制度」によるものを含みます。

ウ 任用形態別の職員数の状況

任用形態別の職員数の状況は次のとおりです。

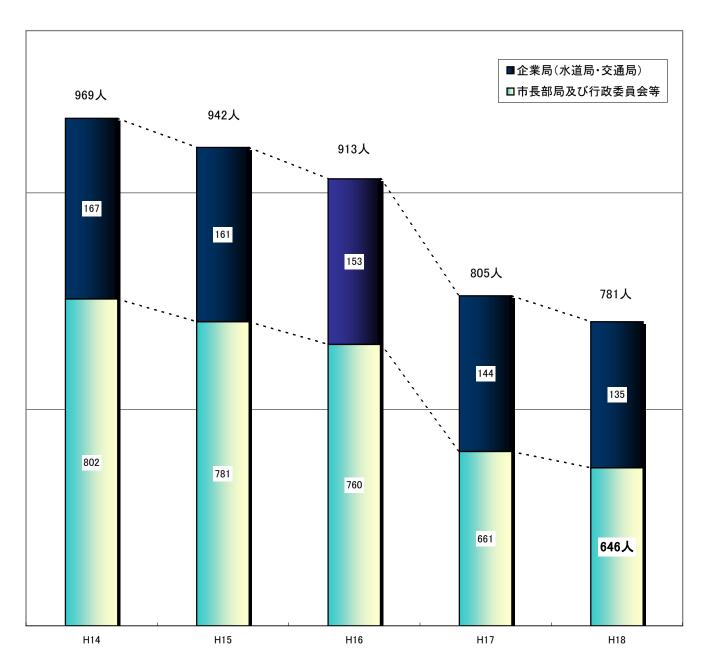
	E.	/\		職員数	(単位:人)
	区	分	平成17年度(A)	平成16年度(B)	(A) — (B)
	職員		18, 007	20, 566	▲ 2,559
市長	再任用職員	(常勤)	0	0	0
市長部局	再任用職員	(短時間)	401	230	171
		小 計	18, 408	20, 796	▲ 2,388
行	職員		6, 416	6, 523	▲ 107
行政委員会等	再任用職員	(常勤)	0	0	0
員会	再任用職員	(短時間)	158	87	71
等		小 計	6, 574	6,610	▲ 36
	職員		6, 360	5, 436	924
企業	再任用職員	(常勤)	0	0	0
局	再任用職員	(短時間)	227	133	94
		小計	6, 587	5, 569	1, 018
	合	計	31, 569	32, 975	▲ 1,406
 県 費	職員		14, 172	14, 056	116
	再任用職員	(常勤)	31	22	9
負担教職員	再任用職員	(短時間)	68	39	29
員		小計	14, 271	14, 117	154
	総合	· 計	45, 840	47, 092	▲ 1,252

- (注1) 行政委員会等には、行政委員会のほか、消防局が含まれます。
- (注2) 職員数は各年4月1日現在の一般職に属する職員数(常勤の教育長を含む)であり、臨時及び非常勤職員などを除くものです。
- (注3) 再任用職員(短時間)は常勤に比し勤務時間が短いものです。

【参考】横浜市における人口10万人あたりの職員数の推移

平成18年4月1日現在、横浜市における人口10万人あたりの職員数は781人で、そのうち、公営企業の水道局と交通局を除くと646人となり、政令指定都市の中で最も少ない数になりました。

今後も、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、全ての施策・事業や仕事の進め方を 見直す中で、効率的・効果的な組織づくりに取り組んでいきます。



- (注1)職員数は各年4月1日現在の職員数であり、県費負担教職員、臨時及び非常勤職員などを除いています。 なお、平成17年、18年については、横浜市立大学分(H17:1,893人 H18:1,605人)を除いています。
- (注2)人口は各年3月31日の住民基本台帳人口です(平成18年3月31日:3,614,069人)。
- (注3)政令指定都市は札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・横浜市・静岡市・名古屋市・京都市・大阪市・ 堺市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市の15市です。

(2) 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方自治体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

職員に支給される給与は、本市人事委員会が民間企業の給与の実態などを調査のうえ、必要に応じて勧告を行い、これに基づき市会の審議を経て決定されます。

ここでは、平成17年度の給料、諸手当から構成される給与など人件費の状況や給料表の級別職員数などを紹介します。(なお、平成17年度の職員給与実態をより的確に反映させるため、平成18年4月1日現在の数値を採用している場合もあります。)

本市では、市民が行政に求める役割の変化にあわせて、行政運営の改革に取り組んでいます。今後も、職員の意欲や能力、実績が適切に反映される人事・給与制度の構築に向けた取組をさらに推進していきます。

【参考】人件費の見直しに関する取組及び本市ラスパイレス指数の推移

1 人件費の見直しについて

(1) 特殊勤務手当の原則廃止

平成18年4月から、従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止し、予算額を対平成15年度比で50分の1以下に見直しました。

			-	
年度	H15	H16	H17	H18
手当数	5 5	2 7	2 3	3
予算額 (百万円)	3, 090	2, 280	1, 360	58

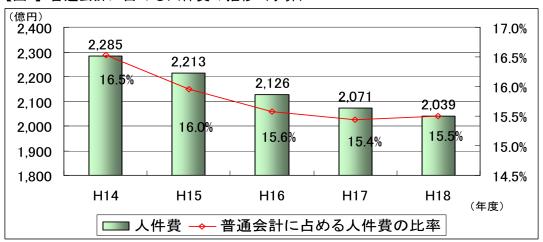
特殊勤務手当予算額を1/50以下に見直し

(2) 業務実績を反映したボーナス制度の対象者を職員まで拡大

平成18年12月期のボーナスから一般職員に対しても業務実績を反映させ、職員の意欲や 能力に応じた制度に変更します。

平成18年度予算の人件費は、平成14年度予算と比べ246億円(約11%)削減しています。

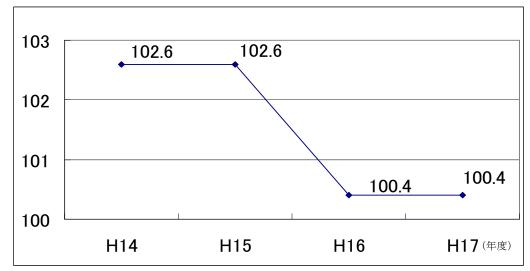
【図1】普通会計に占める人件費の推移(予算)



2 ラスパイレス指数の推移について

平成17年度のラスパイレス指数は、100.4(前年度と同じ)となっております。

【図2】ラスパイレス指数の推移(行政職員)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を示したものです。

ア 人件費の状況

人件費は、雇用に係る広い範囲の経費です。職員への給料や諸手当のほか、社会保険料の 事業主負担分、退職手当などが含まれます。

人件費の平成17年度決算は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A×100)
普通会計	千円	千円	%
百世云司	1, 342, 892, 124	207, 667, 108	15. 5

(イ) 企業局の状況

区	分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A×100)
水道局	水道・工業用 水道事業会計	千円 126, 166, 910	千円 24, 440, 501	% 19. 4
交通局	自動車事業 会 計	千円 31,616,149	千円 20,089,180	% 63. 5
父旭周	高速鉄道事業 会 計	千円 113, 279, 437	千円 11, 262, 894	% 9. 9
病 院 経営局	病院事業会計	千円 35, 702, 995	千円 10, 268, 645	% 28. 8

イ 職員給与費の状況

職員給与費とは給料、扶養手当等の職員手当及び期末・勤勉手当等の総額から、社会保険料の事業主負担分、退職手当などを除いたものです。

職員給与費の平成18年度当初予算は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況(普通会計予算)

職員数		一人あたり 給与費			
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	和子真 (B/A)
人	万円	万円	万円	万円	万円
20, 230	8, 797, 482	2, 714, 257	4, 100, 923	15, 612, 662	772

(イ) 企業局の状況

m4h 🗀 7k				一人あたり		
区分	職員数 (A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	給与費 (B/A)
水道局	人	万円	万円	万円	万円	万円
水道局	2, 083	978, 171	371, 065	435, 456	1, 784, 692	857
六	人	万円	万円	万円	万円	万円
交 通 局	3,016	1, 113, 435	517, 974	504, 576	2, 135, 985	708
病院経営局	人	万円	万円	万円	万円	万円
/	1, 214	480, 071	207, 354	215, 825	903, 250	744

ウ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成18年4月1日現在における市長部局・行政委員会等の職員及び企業局職員の平均給料月額等の状況は次のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職 員	362, 121 円	423, 504 円	43歳 6月
技 能 職 員	354, 470 円	410,977 円	45歳11月
水道局職員	369, 702 円	443, 199 円	46歳 0月
交通局職員	314, 439 円	386, 232 円	43歳 6月
病院経営局職員	314,756 円	364, 794 円	36歳 8月

⁽注1) 平均給与月額とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したも のです。

- (注2) 水道局、交通局及び病院経営局については、在籍する全ての職員の平均値です。
- (注3) 交通局については、独自に実施している給与カット後のものです。

エ 初任給の状況

平成18年4月1日現在における初任給等の状況は次のとおりです。

区分		横沿	兵市	玉		
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
	大学卒	179,400 円	194,900 円	I 種	I 種	
				179, 200 円	198,000 円	
行政職員				Ⅱ種	Ⅱ種	
				170,200円	183,800円	
	高校卒	146,700 円	156,000 円	138,400 円	148,000 円	
技能職員		142,100 円	151,200 円	_	_	

⁽注) 国家公務員の大学卒は、採用試験区分により I 種と II 種に分かれています。横浜市、国とも地域手当を含みません。

オ 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況

平成18年4月1日現在における経験年数別・学歴別平均給与月額は次のとおりです。 なお、経験年数とは卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数 です。

区分		経験年数				
		10年 15年		20年		
 行政職員	大学卒	323, 482 円	379,674 円	438, 353 円		
门夾椒貝	高校卒	272, 193 円	334,027 円	382, 390 円		

(注) 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したものです。

カ級別職員数の状況

職員の給料月額は、平成18年度は、職種別に6つの給料表(行政、消防、高校教育、技能、 医療、医療技術・看護)が定められており、各給料表には職務の内容と責任の度合いに応じ た級が設けられています。

平成18年4月1日現在の市長部局、企業局等の級別職員数(行政職員、企業職員)の状況は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	係員 (定型的な業務)	76	0.7
2級	係員(相当の知識・技術・経験を必要とする)	1, 149	11.3
3級	係員(高度の知識・技術・経験を必要とする)	2, 726	26. 7
4級	副主任	1, 033	10. 1
5級	係長・主任	3, 627	35. 6
6級	課長補佐	613	6.0
7級	課長	513	5. 0
8級	部次長	210	2. 1
9級	部長	191	1.9
10級	局区長・事業本部長・理事	59	0.6
計		10, 197	100.0

- (注1) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
- (注2) この表における行政職は、「平成18年地方公務員給与実態調査」の職務区分による行政職であり、税務職や福祉職等の職種は含んでおりません。

(イ) 企業局の状況

【水道局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	係員 (定型的な業務)	9人	0.4%
2級	係員(相当の知識・技術・経験を必要とする)	128人	6.2%
3 級	係員(高度の知識・技術・経験を必要とする)	640人	30.7%
4 級	副主任	207人	9.9%
5 級	係長、主任	1,021人	49.0%
6 級	課長補佐	20人	1.0%
7級	課長	36人	1.7%
8 級	部次長	10人	0.5%
9 級	部長	12人	0.6%
10 級	局長、理事	1人	0.0%
計		2,084人	100%

【交通局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
企業職員1級	係員 (定型的な業務)	1人	0.0%
企業職員2級	係員(相当の知識・経験を必要とする)	531人	19.2%
企業職員3級	係員(高度の知識・経験を必要とする)	664人	24.0%
企業職員4級	係員(特に高度の知識・経験を必要とする)	402人	14.5%
企業職員5級	係員(専門的な知識・経験を必要とする)	401人	14.5%
企業職員6級	係長・主任	650人	23.4%
指定職員1級	係長	62人	2.2%
指定職員2級	課長補佐	25人	0.9%
指定職員3級	課長	20人	0.7%
指定職員4級	部次長	12人	0.4%
指定職員5級	部長	2人	0.1%
指定職員6級	局長・理事	3人	0.1%
計		2,773人	100%

【病院経営局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	係員(定型的な業務)	18人	13.3%
2 級	係員(相当の知識・技術・経験を必要とする)	29人	21.5%
3 級	係員(高度の知識・技術・経験を必要とする)	23人	17.0%
4 級	副主任	12人	8.9%
5 級	係長、主任	35人	25.9%
6 級	課長補佐	4人	3.0%
7 級	課長	7人	5.2%
8 級	部次長	2人	1.5%
9 級	部長	4人	3.0%
10 級	担当理事	1人	0.7%
計		135人	100.0%

キ 職員手当の概要

職員には、一般職職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当を支給しています。手当の内容等は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

		内	名	茎					平均支給額
毎月決まって支給され	扶養手当	配偶者 扶養親族でな 配偶者以外の その他 満16歳から満	扶養親族2	人まで			そのうせ 6 6 5	,500円 ,000円 ,300円	11,091円/月
給や	地域手当	給料、扶養手	合料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%						38,323円/月
れ	住居手当	借家·借間居	住者 9,000)円ほか	7				7,907円/月
るもの	通勤手当	交通費相当額 <例>鉄道利	用者:6ヶ	月に一点	度6ヶ月	定期代		<u>^</u>	11,771円/月
	その他	管理職手当、			J任給調	整手当	など		1
じ勤	超過勤務手当	1月当たり平均		時間					14.1時間
て務		1時間当たり平							3,218円
で支給と実績に	特殊勤務手当	れる手当	(注) 平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃					4,999円/月	
応	その他	宿日直手当、	夜勤手当な	<u>ئے :</u>					
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	区 平成17年 平成18年 平成18年 計 職務段階等 <i>0</i> 期末手当	横浜市と国の支給状況 区 分 横浜市 国 注1) で で				6月期・12月期・3 の支給月数が国と)ますが、年間の総 引数は、国と同じ月 よります。		
退職時に支給されるもの	退職手当	区 分 支 競給率 勤続30 勤続35 早期退職特例指 一人当たり 平均支給額	年 25.0 年 42.3 年 47.5 計置 (平均		定年退 39.58 53.58 59.28 %加算 3万円 数35年(月分 月分 月分 月分 0月)	23. 50 41. 50 47. 50	国 退職 0月分 0月分 0月分 2~20%	定年退職等 30.55月分 50.70月分 59.28月分
(注)		(注)早期退職物							

(注) 平成18年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成17年度決算の数値です。

(イ) 企業局の状況

【水道局】

		内	容			平均支給額
毎月決まって支給されるも	扶養手当	配偶者 15,000円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他 5,300円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算				14, 480円/月
給	地域手当	給料、扶養手当、				38,292円/月
され	住居手当	借家・借間居住者				8,028円/月
るもの	通勤手当	交通費相当額実費 <例>鉄道利用者			犬を支給	13,028円/月
V	その他	管理職手当など				
に勤応務	超過勤務手当	1月当たり平均超i	過勤務時間			17.37時間
応務し		1時間当たり平均				2,641円
して支給	特殊勤務手当	交代勤務手当、徴 当など		等緊急対策手管	当、特別業務 ³	12,058円/月
治 績	その他	宿日直手当、夜勤	手当など			
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	区 分 平成17年 6月 平成17年12月 平成18年 3月 計 職務段階等の加算	平成17年 6月期 2.05月 2.10月 平成17年12月期 2.10月 2.35月 平成18年 3月期 0.30月 - 計 4.45月 4.45月 開致の映算の加算制度 方			6月期・12月期・3 D支給月数が国と)ますが、年間の総 B数は、国と同じ月 よります。
退職時に支給されるもの	退職手当	区 分 支 勤続20年 勤続30年 勤続35年 早期退職特例措置 一人当たり 平均支給額 (注) 早期退職特例括	普通退職 25.00月分 42.30月分 47.50月分 2~20 2,630 (平均勤続年	25.00月分 39.58月分 42.30月分 53.58月分		国 定年退職等 30.55月分 50.70月分 59.28月分 %加算

⁽注) 平成18年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成17年度決算の数値です。

【交通局】

		内	容				平均支給額
毎月決まって支給されるも	扶養手当	配偶者 扶養親族でない配 配偶者以外の扶養 その他 満16歳から満22歳	親族2人まて		見族のうち 6, 6, 5,	500円 000円 300円	16,839円/月
給さ	地域手当	給料、扶養手当、	管理職手当	の合計額の1	0%		33,199円/月
れ	住居手当	借家·借間居住者	- 9,000円ほ	4 γ			8,416円/月
るもの	通勤手当	交通費相当額実費 <例>鉄道利用者				線優先	12,624円/月
	その他	管理職手当など					
支勤給務	超過勤務手当	1月当たり平均超i	過勤務時間				27時間
し た 実		1時間当たり平均	単価				2,916円
た実績に応じて	特殊勤務手当	危険な業務などに従事する職員に支給される手当 (注)平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃 止しております。					_
て	その他	宿日直手当、夜勤	手当など				
臨時に支給されるもの	期末手当勤勉手当	区 分 平成17年 6月 平成17年12月 平成18年 3月 計 職務段階等の加算	平成17年 6月期2.05月2.10月平成17年12月期2.10月2.35月平成18年 3月期0.30月-計4.45月4.45月職務段階等の加算制度有有				6月期・12月期・3 つ支給月数が国と ますが、年間の総 数は、国と同じ月 よります。
退職時に支給されるもの	退職手当	区 分	25.00月分 39.58月分 23.5 42.30月分 53.58月分 41.5		23. 50 41. 50 47. 50	月分 月分	定年退職等 30.55月分 50.70月分 59.28月分
0)		(注)早期退職特例指			_		

(注) 平成18年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成17年度決算 (交通局全事業計) の数値です。

【病院経営局】

		内	容				平均支給額
毎月決ま	扶養手当	配偶者 扶養親族でない配	!偶者のいる耶	戦員の扶着	 養親族のうち	000円 1人 500円	15, 206円/月
2	1大食十日	配偶者以外の扶養 その他 満16歳から満22歳			5,	000円 300円 円加算	15, 200 🗖 / 🧷
給	地域手当	給料、扶養手当、	管理職手当の	つ合計額の	7)10%		31,394円/月
され	住居手当	借家·借間居住者	- 9,000円ほか) 7			7,386円/月
て支給されるもの	通勤手当	交通費相当額実費 <例>鉄道利用者				<u> </u>	9,075円/月
<u> </u>	その他	管理職手当、医師	i・看護師の袖	刀任給調團	整手当など		
応勤	超過勤務手当	1月当たり平均超は	過勤務時間				10.4時間
じ務して		1時間当たり平均					4,240円
て支給がした実績	特殊勤務手当	夜間看護手当(病 看護師が正規の勤 おいて行われる看	務時間による	勤務の一部	部又は全部が		22,942円/月
に	その他	宿日直手当、夜勤		,	,		
臨時に支給されるもの	期末手当勤勉手当	区 分 平成17年 6月 平成17年12月 平成18年 3月 計 職務段階等の加算	横浜市と国の支給状況 区 分 横浜市 国 注1)6. 平成17年 6月期 2.05月 2.10月 空成17年12月期 2.10月 2.35月 でいます でいます 注2)6月 ま 4.45月 4.45月 日野教の歴史の加賀制度 有 有				月期・12月期・3 支給月数が国と ますが、年間の総 対は、国と同じ月 ります。
退職時に支給されるもの	退職手当	区 分	普通退職 25.00月分 42.30月分 47.50月分 2~20 2,71 (平均勤続年	59. 28月 %加算 7万円 =数30年03	月分 23.50 月分 41.50 月分 47.50	国 普通退職 定年退職等 23.50月分 30.55月分 41.50月分 50.70月分 47.50月分 59.28月分 2~20%加算	

(注) 平成18年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成17年度決算の数値です。

ク 特別職の報酬等の状況

市長や議員などの特別職の給料・報酬は、市内の各分野を代表する人たちで構成される特別職職員報酬等審議会からの答申に基づき、市会の審議を経て決定されます。

市長、副市長及び収入役には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には、報酬及び期末手当が支給されます。給料・報酬月額は平成7年12月1日から変わっていません。

(ア) 特別職の報酬等

:	給料月額		報酬月額	期末手当	
市長	円 1,480,000	議長	1,200,000	6月期 2.05月分	
副市長	円 1, 190, 000	副議長	1,080,000	12月期 2.10月分 3月期 0.30月分	
収入役	円 970, 000	議員	円 970, 000	合 計 4.45月分	

⁽注)給料・報酬月額は平成18年4月1日現在の額で、期末手当は平成17年度における支給実績です。

(イ) 市長、副市長及び収入役の退職手当の支給水準

区 分	退職手当の支給水準
市長	給料月額×在職月数×100分の60
副市長	給料月額×在職月数×100分の46
収入役	給料月額×在職月数×100分の23

⁽注) 平成18年4月1日現在のものです。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間については、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例等により定められています。

また、休暇制度については、横浜市一般職職員の休暇に関する条例により定められており、休暇には、年次休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

なお、水道局、交通局及び病院経営局においては、企業規程に基づき、同様の休暇制度が定められています。

ここでは、勤務時間や休暇制度について紹介します。

ア 勤務時間の状況

		範 囲	性格	給与	
勤務時間 (休憩時間を除く)		8:45~17:15	・職務専念義務の課せられている時間		
	休息時間	12:00~12:15	・業務の連続による疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的とした時間	有給	
休憩	時間	12:15~13:00	・労働から離れることを保障された時間	無給	
勤務	らを要しない日	土曜日、日曜日	・勤務時間を割り振らない日	無給	
休	В	国民の祝日、 12/29~1/3	・特に勤務を命じられない限り、勤務が免 除されている日	有給	

職員の勤務時間は1日7時間45分、1週間では38時間45分となります。

勤務場所及び職種によって、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります。

イ 年次休暇の取得状況

年次休暇は、4月1日に在職する職員には、年に20日付与され、その年次は4月1日から翌年の3月31日までです。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて1日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が付与されます。

また、その年次に取得しなかった年次休暇の日数は、20日を限度として翌年次に繰り越すことができます。

平成17年度の市長部局・行政委員会等の行政職員及び企業局職員の年次休暇の取得状況は、 次のとおりです。

(単位:日)

	平均取得日数
行政職員	12. 7
水道局職員	18. 1
交通局職員	18. 0
病院経営局職員	10. 4

ウ特別休暇の概要

主な特別休暇の概要は、次のとおりです。

種 類	概 要	付与日数
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する場合の休暇	180日の範囲内
結婚休暇	職員が結婚する場合の休暇	6日の範囲内
出産休暇	女子職員が出産する場合の休暇	出産予定日8週間 (多胎妊娠の場合は 14週間)前から出産 日後8週間まで
生理日休暇	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難 な場合の休暇	必要最小限度の期 間
服忌休暇	職員が親族の喪に遭った場合の休暇	親族に応じ12日以 内で定める日数
骨髄提供休暇	職員が骨髄バンクへの登録や骨髄液を提供する場合の必要な検査、入院等のための休暇	登録、検査、骨髄液 の提供に必要な期 間
社会貢献活動休暇	職員がボランティア活動を行う場合の休暇	5日の範囲内
夏季休暇	夏季における休暇	5日の範囲内
子の看護休暇	9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあ る子を養育する職員が、子を看護する場合の休暇	5日の範囲内

- (注1) 平成17年4月1日現在のものです。
- (注2) 交通局については、生理日休暇のうち3日目以降は無給としており、また、夏季休暇5日 のうち2日を凍結している。

エ 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児 休業等に関する条例等により定められています。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

平成17年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

(ア) 育児休業及び部分休業取得者数

(単位:人)

区	分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	うち両休業 取得者数
市長部局等	男性職員	14	5	0
山区即州升	女性職員	501	103	47
水道局	男性職員	2	0	0
小 坦 闹	女性職員	10	2	1
交通局	男性職員	0	0	0
文 迪 闹	女性職員	2	0	0
病院経営局	男性職員	0	1	0
7円元性呂川	女性職員	91	0	0
計		620	111	48

(注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

(イ) 平成17年度中の新たな育児休業対象者数に占める育児休業等取得者数

(単位:人)

区	分	平成17年度中に新 たに育児休業が取 得可能となった職 員(育児休業対象 者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち両休 業取得者 数
市長部局等	男性職員	422	5	1	0
山区即河子	女性職員	233	226	1	1
水道局	男性職員	52	2	0	0
水道局	女性職員	6	6	0	0
交 通 局	男性職員	74	0	0	0
文 囲 周	女性職員	2	2	0	0
病院経営局	男性職員	17	0	0	0
7四元胜名问	女性職員	49	49	0	0
計		855	290	2	1

⁽注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

オ 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められます。

介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

区 分		介護休暇	休暇の取得形式			
		取得者数	計	日単位	時間単位	
市長部局等	男性職員	16	16	14	2	
山灰即河子	女性職員	49	49	41	8	
水道局	男性職員	4	4	4	0	
水道局	女性職員	1	1	1	0	
交 通 局	男性職員	1	1	1	0	
交通局	女性職員	0	0	0	0	
病院経営局	男性職員	0	0	0	0	
7的死性呂계	女性職員	3	3	3	0	
計		74	74	64	10	

⁽注) 市長部局等とは、市長部局、消防局及び行政委員会をいいます。

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合など一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務の能率の維持向上およびその適正な運営の確保を図ることを目的としています。

ここでは、職員の分限処分者数及び懲戒処分者数の状況について紹介します。

ア 処分事由別分限処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、降任、免職、休職又は降給の分限処分をすることができます。

【降任、免職の処分事由】

- ① 勤務実績が良くない場合(法第28条第1項第1号)
- ② 心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合(法第28条第1項第2号)
- ③ 職に必要な適格性を欠く場合(法第28条第1項第3号)
- ④ 職制等の改廃等により過員等を生じた場合(法第28条第1項第4号)

【休職の処分事由】

- ① 心身の故障のため長期休養を要する場合(法第28条第2項第1号)
- ② 刑事事件に関し起訴された場合(法第28条第2項第2号)
- ③ 条例に定める事由による場合(公共的施設等で職務に関連する事項の調査、研究等に従事する場合や(外国)政府等の招きにより職務に関連する業務に従事する場合)(法第27条第2項)

区分	降任	免職	休職	降給	計	法第28条第4 項により失 職した者
市長部局等	0	0	376		376	0
消防局	0	0	17		17	0
水道局	0	0	38		38	0
交通局	0	0	92		92	0
病院経営局	0	0	17		17	0
教育委員会	0	0	282		282	0
計	0	0	822		822	0

- (注1) 法とは地方公務員法を指します。
- (注2) 降任とは現在任用されている職より下位の職に任用する処分です。
- (注3) 免職とは職員の意に反してその職を失わせる処分です。
- (注4) 休職とは職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分です。
- (注5) 降給とは現在より低い給料月額に格付ける処分です。
- (注6) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。
- (注7) 法28条第4項は、法第16条の「欠格条項」に該当し、失職した者です。
- (注8) 市長部局等とは、市長部局及び教育委員会を除く行政委員会をいいます。

イ 処分事由別懲戒処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができます。

本市では、地方公務員法で定める事由についてさらに明確にし、職員の違法な行為や 非行に対してこれまで以上に厳正かつ公正に対処するため、平成 15 年 9 月、「横浜市懲 戒処分の標準例」を制定しました。

本市では、標準例を全職員に周知徹底するとともに、研修等を通じ、不祥事防止に取り組んでいます。

【戒告、減給、停職又は免職の処分事由】

- ① 法令違反(法第29条第1項第1号)
- ② 職務上の義務違反又は怠慢(法第29条第1項第2号)
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(法第29条第1項第3号)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
市長部局等	1	1	8	0	10
消防局	0	0	2	1	3
水道局	1	14	0	0	15
交通局	1	5	6	0	12
病院経営局	0	0	0	0	0
教育委員会	3	10	3	5	21
∄ +	6	30	19	6	61

- (注1) 法とは地方公務員法を指します。
- (注2) 戒告とは職員の規律違反に対して、その将来を戒めるため行う処分です。
- (注3) 減給とは一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。
- (注 4) 停職とは職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は、給与は支給 されません。
- (注5) 免職とは懲罰として職員の身分を失わせる処分です。
- (注6) 市長部局等とは、市長部局及び教育委員会を除く行政委員会をいいます。

(5) 職員の服務の状況

地方公務員法第30条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益の ために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければな らない。」と規定されています。

同法では具体的に、「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「職務上知り得た秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業等の従事制限」などを職員へ課しています。

本市では、平成15年9月に「横浜市懲戒処分の標準例」で、服務上の義務違反について定めており、処分の程度を明確化し、不祥事防止への取組みを進めています。

ここでは、職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みや営利企業等への従事許可状況について紹介します。

ア 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みの状況

公務に対する市民の信頼確保への取組みとして、副市長から全職員に向けての通達による「不祥事の防止及び虚礼・贈答の廃止」や「選挙運動に関する注意」等の周知徹底に加え、職務による倫理の保持等に関し、職員として守るべき事項を「横浜市職員倫理規程」(24ページ参照)などにおいて定めています。

これらを踏まえ、全職員一人ひとりが自覚と誇りをもって行動するよう、日頃から研修等を通じ周知徹底を図っています。

市長部局において実施している取組みは次のとおりです。

事項	取 組 内 容	実施時期
「横浜市職員倫理規程」の第	○公務に対する市民の信頼を確保することを 目的に、倫理原則、職員及び管理監督者の責務、 で定 不祥事防止体制の整備等について定める。 ○研修等を通じて職員への周知徹底を図る。	平成16年4月~
「利害関係者との接触に関 る指針」の策定	○「横浜市職員倫理規程」に基づき、利害関係者との接触における禁止事項や、禁止事項のうち例外措置を明確化し、利害関係者と接触があった場合の届出及び措置について定める。 ○総括服務管理責任者(行政運営調整局長)への定期的な服務状況の報告を義務づける。	平成16年4月~
不祥事防止研修の実施	○全局区において、講義やグループ討議、事例 研究やビデオ教材等による研修を実施	平成17年4月~ 平成18年3月
副市長依命通達	○第44回衆議院議員総選挙(平成17年9月11日 執行)に際して、職員の選挙運動に関する諸注 意について、全職員へ通知	平成17年8月
	○年末・年始における不祥事の防止及び虚礼・ 贈答の廃止について、全職員へ通知	平成17年12月

イ 営利企業等への従事許可状況

地方公務員法第 38 条において、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。

任命権者が許可することができる場合については、人事委員会規則(営利企業等の従事制限に関する規則)において定められており、「①公益上必要がある場合を除き、職員の職とその職員が関係する私企業との間に特別の利害関係を生じない場合又は生じるおそれのない場合、②職員の職務遂行に対し、時間的又は肉体的な支障を及ぼさない場合又はそのおそれのない場合、③法の精神に反しない場合」に限定されています。

本市では、法の趣旨をふまえ、職員の営利企業等への従事制限の許可を行っています。外郭団体等本市関係団体の役員を兼ねる場合や、国の調査員を行う場合などが挙げられます。

(単位:件)

区 分	許可件数
市長部局等	2 , 778 (2, 152)
消防局	45 (8)
水 道 局	140(8)
交 通 局	30 (7)
病院経営局	341 (5)
教育委員会	984 (21)
計	4, 318 (2, 201)

- (注1) 許可件数は延数です。
- (注 2) 許可件数のうち、() 内の数字は国勢調査に基づく指導員又は調査員への従事許可件数の内数です。

ウ 職務専念義務の免除(職免)の概要

地方公務員法第35条により、職員には、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければならないという「職務専念義務」が課されています。ただし、法律又は条例に特別の定めがある場合に、職務専念義務が免除されることになっており、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに認められます。

【参考】 横浜市職員倫理規程の概要 (平成16年4月1日施行)

1 目的 = 公務に対する市民の信頼を確保すること(第1条)

- ①職員の職務に対する使命感の自覚と高揚を促す。
- ②職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることで、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とします。

2 倫理規程の概要

★すべての職員に共通する倫理原則(第2条) - 横浜市職員であるという自覚と誇りをもって!-

- ①横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力 を挙げて職務を遂行します。
- ②勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動します。

★職員の責務 (第3条) *-ポイントは7つー*

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- ②市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ③常に**公私の別を明らかに**し、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- ④職務上知り得た**情報を適正に取り扱わなければならない**。
- ⑤自らの職務に利害関係を有するものから**金品や便宜等の供与を受ける行為等をしてはな らない**。
- ⑥不正な要求に応じてはならない。
- ⑦不正な要求があった場合などは、**管理監督職員又は服務相談員に報告**しなければならない。

★管理監督職員の責務(第4条) -新たに管理監督職員の責務を明確化-

- ①職務に係る倫理の保持について職員からの**相談に応じ、必要な指導及び助言**を行わなければならない。
- ②職員の職務に係る非行防止のため、**職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない**。
- ③職員から報告を受けたときは、**直ちに服務相談員に報告**しなければならない。

★不祥事防止のための推進体制を整備 *-組織で一体となって不祥事防止に取り組みます*-

☆総括服務管理責任者、服務管理責任者、服務相談員を設置(第5条~第8条)

- ○総括服務管理責任者(行政運営調整局長)は、規程の遵守のための体制整備等に関し、服 務管理責任者や服務相談員と密接な連携をとりながら、必要な助言・指導をおこないます。
- ○服務管理責任者(局区長)は、局区の職員に対し、規程の遵守のために必要な指導・助言 を行います。
- ○服務相談員(局区の人事担当課長)は、職員がひとりで問題を抱え込むことのないように、職務に係る倫理の保持について、当該局区の職員の相談に応ずるとともに、必要な指導及び助言を行うものとします。

☆「不祥事防止のための研修の実施(第9条)」及び「事故防止委員会の設置(第10条)」 不祥事防止のための研修及び各局区における事故防止委員会は、要綱等により従来から実施 しているものですが、今回横浜市職員倫理規程に盛り込むことにより、不祥事防止のための 研修及び事故防止委員会の活用をより一層推進していくことを明確に位置付けることとし ます。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

市民のニーズや意識の変化に的確に対応しつつ、市民サービスを向上していくためには、職員一人ひとりがこれまで以上に力を発揮し、多様な課題に対して積極的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、職員の職務を通じて発揮された意欲や能力、実績を公正かつ客観的に評価する仕組みを確立し、その結果に基づいて、職員研修をはじめとする能力開発や意欲向上に向けた取組を行っていくことが重要となります。

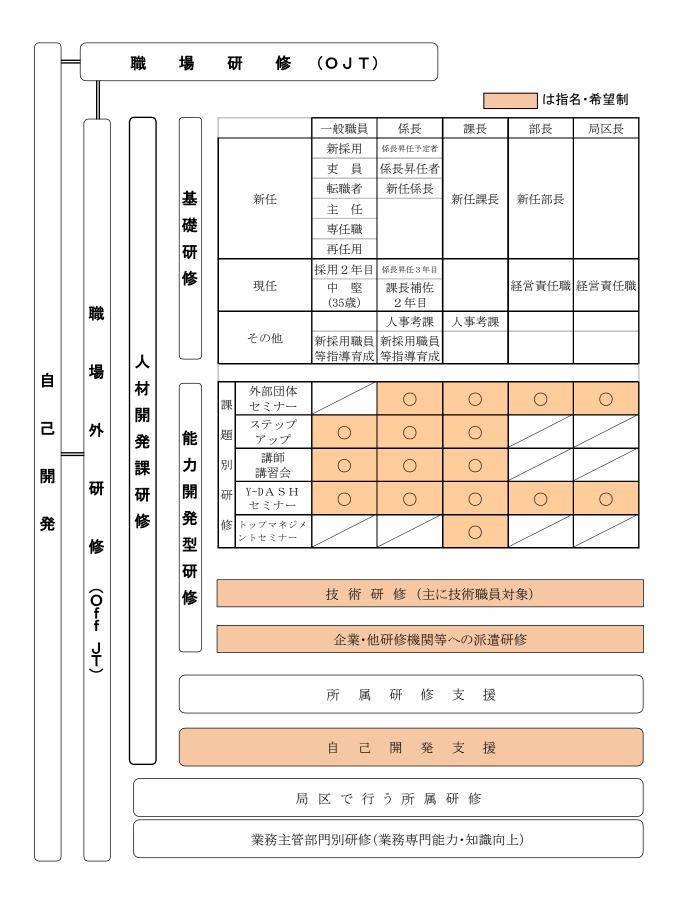
ここでは、職員の研修の基本方針や研修実績、勤務成績の評定の状況について紹介します。

ア 研修の基本方針

横浜市人材育成ビジョンに示された次のような基本的な考え方に基づき、求められる 職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を目 指して、研修を実施していきます。

- (ア)「人材こそが最も重要な経営資源」であるとの認識のもと、求められる職員を育成 するために「人を育てる組織風土」を醸成します。
- (イ) 多様な市民ニーズに対応し、職員が職責や役割に応じた能力を発揮するため、個々の能力開発段階(育成状況)に応じたきめ細かな人材育成を行います。
- (ウ) 研修と人事が連携した、総合的な仕組みづくりを行います。

イ 研修体系



ウ研修実績

平成 17 年度の新たな取組として、係長に加え、課長級職員に「人事考課研修」を実施しました。また、昇任前にその職位に必要な能力を身につけるための昇任候補者研修として「課長補佐2年目研修」を実施したほか、課長級職員を対象とした指名制研修「トップマネジメントセミナー」を実施しました。課題別研修である「ステップアップ研修」についても充実し、指名・推薦によって受講できるようにしました。OJTの充実を図ることを目的に、新採用職員等の指導を担当する先輩職員(トレーナー)を対象とした研修を実施しました。

(ア) 市長部局及び行政委員会等(教育委員会を除く)の実施状況

(単位:人)

区 分	主な研修	受講者数
基礎研修	「新採用職員研修」「中堅職員研修」「新任 係長研修」「経営責任職研修」など	10, 547
能力開発型研修	「ステップアップ研修」「Y-DASHセミナー」「技術研修」など	3, 501
その他の研修	「夜間自己開発講座」など	1, 894
所属研修 業務主管部門別研修	「人権啓発研修」「不祥事防止研修」「接遇 研修」「文書管理システム操作研修」「会計 経理実務研修」など	94, 408
	計	110, 350

⁽注) 受講者数は延数です。以下同様です。

(イ) 消防局の実施状況

区 分	主な研修	受講者数
消防訓練センター教育	「初任教育」「経営・運営責任職教育」「昇 任者教育」「専科教育」「特別教育」	965
「各種実務研修」「惨事ストレス対策講習」 主管課教育 「消防・救助技術訓練」「救急救命士再教 育」「人権研修」「体力管理巡回指導」など		9, 951
計		10, 916

(ウ) 水道局の実施状況

(単位:人)

区 分	主な研修	受講者数
水道局 人材開発課研修	「新採用、転入職員研修」「中堅職員研修」 「技術系職員研修」「サービスマインド構 築研修」「職員人権講演会」など	5, 036
主管課研修	「経営戦略セミナー」「契約事務研修」「管 路設計編講習会」「工事検査評定事務研修」 など	1, 784
計		6, 820

(エ) 交通局の実施状況

(単位:人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「係長フォロー研修」「内勤職員フォロー 研修」「乗合自動車技術員研修」「高速鉄道 駅務員研修」など	1, 746
	≅ -1	1,746

(オ) 病院経営局の実施状況

(単位:人)

区分	主な研修	受講者数
所属研修	「新採用看護職員研修」「配転者研修」「B SC研修」	228
計		228

(オ) 教育委員会の実施状況

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「人権研修」「転入・新採用職員研修」「資 質向上研修」「専門技術研修」「食教育シン ポジウム」など	6, 925
	計	6, 925

エ 勤務成績の評定の状況

本市においては、職員が、市民満足度の向上のために公務員としての使命感を高め、全力で職務を全うするためには、「努力してもしなくても同じ」ではなく、全ての職員の意欲や能力、実績を適切に評価していくことが必要であると考えています。

このような考え方により、これまで、係長以上の職員には人事考課を実施してきましたが、平成 16 年度からは、一般職員に対しても、人事考課制度を導入しました。

これらの制度の実施により、職員全員の意欲と能力を最大限に引き出し、積極果敢に挑戦する人材を育成し活用することで、きめ細やかな市民サービスを実現していきます。

市長部局等の制度の概要は次のとおりです。

区	サーマケーニックボナロ ゲー	目標によるマネジメント(MBO)を活用した 業務実績評価		** *******
分	勤務実績報告	目標によるマネジメ ント(MBO)	業務実績評価	人事考課
目的	能力主義・実績主義に基づき、適材適所の配置及び昇任を実現し、責任職の能力開発、資質の向上を図ること	ることにより、事務事業	たって目標を明確化す 養の効率的かつ効果的な が職員の人材育成その他	職員の職務を通じて発揮 された実績、取組姿勢、 能力等を公正かつ客観的 に評価し、適切な指導・ 育成をすることで、職員 の意欲向上や能力開発を 図ること
対象者	局長・区長・事業本部長以外 の経営責任職及び運営責任 職 (理事、部長、部次長、課長、 課長補佐及び係長級職員)	担当理事から係長級職員		係長級以上の職員を除く 一般職員
考課者	該当者の上位級職員	該当者の上位級職員		一次考課者:所属係長 二次考課者:所属課長
調整者	考課者の上位級職員又は当 該局区の人事担当部長		該当者の上位級職員、 人事担当部長、局区長	一次調整者:所属部長 二次調整者:所属人事担 当課長
評価項目	①基本(仕事に対する取り組み姿勢・チャレンジ度・部下育成・ストレス耐性)②業績(仕事の達成状況)③情意(責任性・積極性・協調性・規律性)④能力(計画企画力・折衝力・指導監督力・判断決断力・知識研究意欲《補佐・係長級》先見性《部次長・課長級》))	目標及び具体的取組 事項・達成時期を自ら 示し、その達成度を評 価する。 個人の目標に対する 到達度を評価する。 (絶対評価)	対象者のMBOの行動計画・評価書を参考に、設定した目標の内容、難易度及び到達度等の観点から総合的に評価する。(相対評価)	①業務実績 ②取組姿勢 ③能力 ④市民対応・市民の視点 ⑤チャレンジ

区	勤務実績報告	目標によるマネジメント (MBO) を活用した 業務実績評価		人事考課
分	至 別分 入 利吳干以口	目標によるマネジメ ント(MBO)	業務実績評価	八事行际
評	【観察期間】	【評定期間】		【評価期間】
一一一一	11月1日~翌10月31日	中間期:4月1日~9月	30 目	4月1日~翌3月31日
基準日	【基準日】	期末期:10月1日~翌	3月31日	【基礎評価基準日】
皆 期	11月1日	【基準日】		12月1日
基準日		中間期:9月30日		【最終評価基準日】
は		期末期:3月31日		3月31日
	S~Dの5段階評価	A~Eの5段階評価	【課長補佐・係長級】	・各考課項目の評価は 1
ランク			A~Cの3段階評価	~5の5段階評価
フン 証			【課長級以上】	・総合評価は、A~Eの5
			S~Eの6段階評価	段階評価
の給	特別昇給の決定における基	業務実績評価の参考	勤勉手当の成績率に	
の反映	礎資料とする。	とされる。	反映される。	

- (注1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会をいいます。
- (注2) 消防局、水道局、交通局及び病院経営局は、市長部局に準じます。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員がその意欲と能力を十分に発揮し、健康でいきいきと能率的かつ適正に公務を実施できるよう、地方公務員法等の趣旨にそって、職員の厚生福利、安全衛生管理、公務災害補償を行っています。

ここでは、職員の健康診断や健康相談、厚生福利関係の実施状況などを紹介します。

ア 衛生管理関係の実施状況

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の法令に基づき、健康診断を行うとともに、 職員自らが健康管理を行っていけるよう、健康相談や健康教育等の事業を行い、職員の健康 の保持・増進に努めています。

(ア) 健康診断

(単位:人)

項目	受診者数
一般健康診断	56, 185/対象者 57, 251
特殊健康診断	20, 744

- (注1)一般健康診断受診者数には、非常勤職員(アルバイト)の雇入時健康診断も含みます。
- (注 2) 特殊健康診断とは労働安全衛生法等に基づく電離放射線業務従事者等有害業務従事者 に対する健康診断です。

(イ) 保健指導

(単位:人)

項目	実施者数
健康診断後の面談及び文書・電話による指導、過	6 979
重労働対策面談、就業診査等	0, 272

(ウ) 健康相談

(単位:人)

項目	相談者数
健康診断後の保健指導以外の面談及び文書、電話	1 077
による指導、メンタルヘルス相談等	4, 877

(エ) 健康教育

(単位:回)

項目	実施回数
各種研修 (メンタルヘルス研修等)、講演会、	195
生活習慣改善セミナー等	125

イ 厚生福利関係の実施状況

職員の意欲や能力の発揮と元気回復などを目的として福利厚生事業を行っています。

(単位:人)

項目	対象者数等
被服貸与	貸与者数 26,311
財産形成貯蓄(勤労者財産形成促進法による)	契約件数 22,318 件
永年勤続職員表彰	被表彰者数 2,185
永年勤続退職者感謝会 (平成 18 年 3 月 31 日実施)	対象者数 937
いきいきライフプラン事業(退職準備、生涯生活設計支援) (平成17年9·10·11月、平成18年1·2月セミナー実施)	セミナー参加者数 1,214/対象者数 2,095
職員体育大会等 (所属対抗のスポーツ大会)	参加者数 5,181

ウ 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補 償、休業補償、障害補償等の各種補償を行っています。

(単位:件)

区分	公務災害	通勤災害
一般職員	495	74
教職員	88	18

- (注1) 一般職員には、再任用職員を含みます。
- (注2) 教職員には、市費負担教職員と県費負担教職員があります。

エ その他 (職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会)

厳しい財政状況の下で時代の要請や職員のニーズに合った互助共済及び厚生福利の事業 を実施するため、法令等に基づき職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会を設置し、福利 厚生共済事業を実施しています。

(ア) 横浜市職員共済組合

地方公務員等共済組合法に基づき、退職後の年金支給など職員の互助救済を目的として設置しています。

	(います。					
		29, 936 人				
組合員	県費負担教職	員(小・中学校教職員)、市立高等学校教職員、再任用職員、嘱託職				
	員、非常勤ア	レバイトは除く				
	短期経理(育」	見休業手当金、介護休業手当金の給付)				
	<全国市町村	寸職員共済組合連合会における共同事業として運営>				
	決 算 額	439, 209 千円				
		給与分 1.1125/1000、期末・勤勉手当分 0.89/1000 を組合員				
	保険料率	と事業主がそれぞれ負担				
	术灰行车	他に公的負担金率 給与分 0.3125/1000、				
		期末・勤勉手当分 0.25/1000 を事業主が負担				
	長期経理(共	斉年金の給付) サンタスを入っ、 ※教化サール まっく (P) (A) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P				
	< 地方公務員共済組合連合会・総務省告示に基づく保険料率> *()内は平成16年10月に改定された平成17年8月までの料率で、改定					
	率が厚生年金と同じ。					
決算額及び						
事業内容	決 算 額	34,750,925 千円				
(平成 17 年		給与分 85.8625/1000(83.65/1000)(組合員負担)				
度末現在)		期末・勤勉手当分 68.69/1000(66.92/1000)(組合員負担)				
(人)[1]		給与分 86.2375/1000(84.025/1000)(事業主負担)				
	保険料率	期末・勤勉手当分 68.99/1000(67.22/1000)(事業主負担)				
		他に公的負担金率給与分 21.5/1000、				
		期末・勤勉手当分 17.2/1000 追加費用率 58.9/1000 を事				
		業主が負担				
	** 34 W TH (+ 3	か 本 \				
	業務経理(事	<u> </u>				
	75,850 千円	ファの仏の代仏古楽)				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	さその他の貸付事業)				
		の人件費・事務費は貸付金の利息収入で負担>				
	事業費					
	貸付残局	27, 303, 161 千円				

- (注1) 保険料率は平成17年度末現在の一般職職員を対象とする料率です。
- (注2) 長期経理の公的負担金率とは、基礎年金の給付費用として公費負担が法定されているものです。
- (注3) 追加費用率とは、地方公務員等共済組合法施行前の期間分の年金給付に充てるため事業主が 負担する費用として法定されているものです。

(イ) 横浜市健康保険組合

健康保険法に基づき、職員及びその被扶養者の医療保険を担い、健康の保持増進を目的として、設置しています。

被保険者	37,274人 水道局職員、交通局職員、病院経営局職員、再任用職員、嘱託職員、長期アルバイトを含む 県費負担教職員(小・中学校教職員)、公立大学法人横浜市立大学職員は除く					
保険料率	一般保険料及び調整保険料 標準報酬月額の 73/1000					
(平成17年		(被保険者 25.55/1000 事業主 47.45/1000)				
3月1日改	介護保険料	標準報酬月額の9.0/1000				
定)		(被保険者 4.5/1000 事業主 4.5/1000)				
決算額	一般勘定	18,431,708 千円				
(大) 异)(供) 【	介護勘定	1,605,438 千円				
公費負担率	1:1.86 (H18は1:1)					
	保険給付(被保険者、被扶養	者の疾病・負傷等にかかる各種保険給付)				
事業内容	保健事業(人間ドック、広報	誌の発行、健康管理講演会、保養所の運営)				
	診療所(内科、歯科、禁煙外	来)				

(注) 標準報酬月額とは、被保険者(加入員)が実際に受ける給料、賃金などを、いくつかの等級に区分した報酬にあてはめたもので1等級(98,000円)から39等級(980,000円)まで、段階的に決められています。

毎年1回、その年の4、5、6月の3か月間の報酬を平均して決め、これがその年の9月から翌年の8月までの標準報酬となります。

(ウ) 職員厚生会

【横浜市職員厚生会】

横浜市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の扶助共済及び福利増進を目的として設置しています。

会員	29,971 人	
会 員	県費負担教職員(小・中学校教職員)、水道局職員、交通局場	職員、アルバイトは除く
会 費	給料月額の5/1000(2,200円を限度とする)	
	会費	590,815 千円
決 算 額	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入等	424, 160 千円
	交付金等	748, 263 千円
公費負担率	1:1.26 (H18 年度 1:1)	
	余暇活動の支援(カフェテリアプラン、借上民間宿泊施設の	の提供、サークル助成)
	交流・憩いの場の提供 (職員会館・厚生会寮の運営)	
事業内容	各種互助給付 (慶弔費、互助費)	
事未11分	日常生活の支援(商品の割引契約、家事福祉事業)	
	生活設計の支援(いきいきライフプランセミナー、積立年金	金保険あっせん事業、生
	命保険及び損害保険あっせん事業、訴訟費用等交付事業)	

【横浜市立学校教職員互助会】

会 員	13, 457 人	
会 費	給料月額の4/1000	
	会費	264, 262 千円
決 算 額	事業参加費、団体生命保険取扱手数料、雑入等	184,008 千円
	交付金等	299, 330 千円
公費負担率	1:1.13 (H18年度 1:1)	
	元気回復、余暇活動の支援	
	(指定旅行社利用補助、芸術鑑賞・施設借上助成、スポー	ツドック助成)
	交流・憩いの場の提供 (保養所の運営)	
事業内容	各種互助給付(慶弔費、葬祭補助等)	
	日常生活の支援(割引契約業者、割引指定店)	
	生活設計の支援(厚生資金貸付、団体保険取扱い、グループ	プ保険事業、結婚情報
	の提供)	

【横浜市水道局職員厚生会】

会 員	3, 247 人	
会 費	標準報酬月額の 5/1000	
	会費	74,637 千円
決 算 額	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入	41,346 千円
	交付金等	119,419 千円
公費負担率	1:1.6 (H18年度 1:1)	
	余暇活動の支援(アウトソージング・カフェテリアプラン	制度の運営)
	元気回復・交流・憩いの場の提供(西谷体育施設、あづま	荘)
事業内容	各種互助給付(慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援(指定店)	
	生活設計の支援(生命保険及び損害保険あっせん事業、訴	訟費用等交付事業)

【横浜市交通局厚生会】

会 員	3,622 人	
会 費	給料月額の8/1000	
	会費	152,886 千円
決 算 額	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入	67,610 千円
	交付金等	302,615 千円
公費負担率	1:1.9 (H18年度 1:1)	
	余暇活動の支援(宿泊施設の宿泊費補助、サークル助成)	
	交流・憩いの場の提供 (厚生会施設の運営)	
	各種互助給付(慶弔費、互助費)	
事業内容	日常生活の支援(商品の割引契約)	
	生活設計の支援(積立年金保険あっせん事業、生命保険及び	び損害保険あっせん事
	業、訴訟費用等交付事業)	



人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法第18条第1項では、競争試験又は選考は人事委員会が行うものとされています。 本委員会では同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について「職員の任用に関する規則」等を制定し、職員の採用、昇任及び転職について、競争試験及び選考を行っています。

ア採用

(ア) 採用試験・選考

平成 17 年度に実施した横浜市職員採用試験等の結果、総数で 6,803 人の申込があり、最終合格者は 630 名でした。

a 実施日

試験・選考名/	第一次 試験・選 考日		写二次 ・選考日		試験	最終 合格	
試験・採用区分	筆記 試験	面接• 身体検査	体力 検査	一般論文・ 適性検査・ 英会話 (国際 のみ)	一般 論文 • 適性 検査	面接• 身体検査	発表日
行政職員 (大学卒		7/11~7/15 (面接のみ)	_	_	7/30	8/2~8/5, 8/8	
程度)採社会福祉		7/20~22	_	7/18	_	_	
用試験 技術等		7/25~29、8/1	_	7/23		_	
	6/26	7/29 、8/1	_	7/23		_	
消防職員(大学卒程度)採用試験	0/20	7/11~13 (面接のみ)	7/10	_	7/30	7/28、29 (身体検査) 8/9、10 (面接)	8/25
医療技術(衛生監 視員等)採用試験		7/28	_	7/23	_	_	
学校事務職員採用試験		7/25~28	_	7/23	_	_	
行政職員事務		10/18~21	_	10/24	_	_	
(高校卒 技術系		10/25	_	10/24	_	_	
用試験保育士		10/20、21	10/9	10/24	_	_	
消防職員(高校卒程度)採用試験	9/25	10/11、12 (面接のみ)	10/10	_	10/24	10/20、25~28 (身体検査) 10/25、26 (面接)	12/1
医療技術·看護職員 (保健師等)採用試験		10/28、31	_	10/24	_	_	
学校栄養職員採用試験		10/27、28	_	10/24	_	_	
身体に障害のある人 を対象とした職員採 用選考	10/16	11/10、11、15 (身体検査) 12/5、6 (面接)	_	10/16	_	_	12/22
消防職 員採用 選考 将 放 級 海技士	9/25	10/24	10/10	10/24	_	_	12/1

試験・j	選考名/	第一次 試験・選 考日		亨二次 ・選考日			第三次 注・選考日	最終 合格
試験・持	采用区分	筆記試験	面接• 身体検査	体力 検査	一般論文・ 適性検査・ 英会話(国際 のみ)	一般 論文 • 適性 検査	面接• 身体検査	発表日
言語聴覚:	士採用選考	9/25	10/28	_	10/24			12/1
二 =# m h	第1回	4/10	4/5~4/11	_	4/10		_	4/25
看護職員採用	第2回	9/24, 25	9/24~9/30	_	9/24, 25	_	_	10/14
選考	第3回	$\frac{12/10}{2/4}$	12/13 2/ 7	_ _	12/10 2/4		1 1	12/22 2/17

(注) 看護職員採用選考については任命権者に委託

b 実施状況

試験・選考区の	分	申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	第二次 合格者	第三次 受験者	最終 合格者	競争率
		人	人	人	人	人	人	人	倍
	事務	2,045	1,608	658	604	265	237	106	15. 2
	社会福祉	411	349	158	154	_	_	61	5. 7
	土木	135	95	79	72	_	_	16	5. 9
	建築	134	109	63	55	_	_	13	8.4
	化学	68	50	24	21	_	_	3	16. 7
	農業	44	36	14	13	_	_	4	9.0
	機械	32	25	18	17	_	_	3	8.3
行政職員	電気	24	22	7	4	_	_	1	22. 0
(大学卒程度)	造園	61	47	8	7	_	_	1	47. 0
	国際 経営	37 9	24 8	5 5	5 4	_	_	0	24. 0
	情報処理	24	19	5	5			0	
	交通事務	63	57	16	16	_	_	6	9. 5
	交通土木	10	7	5	5	_	_	1	7. 0
			-		- -	_	_		7. U
	交通建築	4	4	0				0	
	交通機械	8	6	5	3	_	_	1	6.0
	交通電気	15	11	6	6	_	_	2	5. 5
行政職員 (免許資格職)	司書	192	160	27	26	_	_	10	16. 0
消防職員(大学	学卒程度)	827	720	209	184	130	129	52	13.8
医療技術・看護職員	衛生監視員	84	63	15	15	_	_	5	12.6
学校事務職員		436	350	117	109	_	_	48	7. 3
小計		4,663	3, 770	1, 444	1, 325	395	366	334	11.3
	事務	377	304	98	90	_	_	21	14. 5
行政職員	土木	15	13	2	2	_	_	1	13. 0
(高校卒程度)	機械	2	2	0	_	_	_	0	_
	電気	3	3	0	_	_	_	0	_
消防職員(高村		507	414	155	139	107	102	52	8.0
医療技術・看護職員 保健師		273	180	63	54	_	_	25	7. 2
保育士	PRINCHIP	543	456	29	27	_	_	15	30. 4
学校栄養職員		116	96	30	30	_	_	10	9. 6
小計		1,836	1, 468	377	342	107	102	124	11.8
	聖 孝	212	1,400		J42 —	10 <i>1</i>	102 —	159	1.1
医療技術・看護職員		19	14	6	5	_	_	2	7. 0
消防採用選考	ヘリコプ。 ター整備士	6	5	3	3	_	_	1	5. 0
ì	消防艇海技士	3	3	3	3	_	_	2	1.5
身体に障害の		24	20	10	10	_	_	3	6. 7
ある人を対象	事務(高校卒程度)	34	28	14	14	_	_	4	7. 0
とした採用	学校事務	6	5	3	3	_	_	1	5. 0
小計		304	245	39	38	_	_	172	1.4
合計		6, 803	5, 483	1,860	1, 705	502	468	630	8. 7

(イ) その他の採用選考

(単位:人)

職種	職位	合格者
	部長級	0
	課長級	3
行政職員	課長補佐級	0
11 政職員	係長級	0
	技術吏員	1
	消防吏員	0
	部長級	1
医療職員	課長級	1
区凉椒 貝	係長級	5
	医務吏員	4
合計		15

イ 昇任

昇任試験等は、既に職員となっている者を対象に、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために行っています。中でも係長昇任試験については、昭和30年から実施し、管理職の登竜門として本市職員の人事管理上重要な役割を果たしています。

(ア) 係長・消防司令昇任試験

a 実施日

第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
8/21	10/14	12/8

b 実施状況

II 4 4 1 1 0 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0	倍 7.9 8.2 1.3 5.0 6.3 5.7 4.0 -
I 527 451 146 145 57 II 182 140 42 42 17 社会福祉 I 5 5 4 4 4 II 6 5 3 3 1 土木 I 97 82 24 24 13 建築 I 32 28 4 4 2 1 機械 I 20 16 2 2 1 1 機械 I 20 16 2 2 1 1 電気 I 16 14 2 2 1 1 化学 I 6 5 2 2 1 1 II 4 3 1 1 0 -	7. 9 8. 2 1. 3 5. 0 6. 3 5. 7 4. 0
社会福祉 II 182 140 42 42 17 社会福祉 I 5 5 4 4 4 II 6 5 3 3 1 土木 I 97 82 24 24 13 II 22 17 6 6 3 建築 I 32 28 4 4 2 1 II 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	8. 2 1. 3 5. 0 6. 3 5. 7 4. 0
社会福祉 I 5 5 4 4 4 II 6 5 3 3 1 土木 I 97 82 24 24 13 II 22 17 6 6 3 建築 I 32 28 4 4 2 1 II 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 化学 I 6 5 2 2 1 1 II 4 3 1 1 0 -	1. 3 5. 0 6. 3 5. 7 4. 0
工 II 6 5 3 3 1 土木 I 97 82 24 24 13 II 22 17 6 6 3 建築 I 32 28 4 4 2 1 II 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	5. 0 6. 3 5. 7 4. 0
土木 I 97 82 24 24 13 建築 I 22 17 6 6 3 建築 I 32 28 4 4 2 1 II 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	6. 3 5. 7 4. 0 - 6. 0
選集 II 22 17 6 6 3 建築 I 32 28 4 4 2 1 III 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	5. 7 4. 0 -
建築 I 32 28 4 4 2 1 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	6.0
機械 II 4 4 1 1 0 - 機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	6.0
機械 I 20 16 2 2 1 1 II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	-
II 9 7 1 1 0 - 電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	-
電気 I 16 14 2 2 1 1 II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	4.0
II 20 15 1 1 0 - 化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	4.0
化学 I 6 5 2 2 1 II 4 3 1 1 0 -	_
II 4 3 1 1 0 -	
	5.0
生物 I 4 4 2 2 1	-
	4.0
	-
農業 I 4 4 2 2 0 -	-
	-
造園 I 14 14 3 3 1 1 1	4.0
	-
獣医 I 1 1 1 1	1.0
	-
薬剤 I 19 17 3 3 1	7.0
	-
衛生監視 I 20 3 3 1 2	20.0
II 5 5 1 1 0 -	-
保健師 I 4 3 2 2 1	3.0
II 2 2 1 1 0 -	-
消防司令 I 34 29 14 14 7	4. 1
II 61 46 21 20 8	5.8
合計 1,119 938 292 290 121	7.8

(イ) 保育園長昇任選考

選考区分	申込者	第一次 第一次 第一次 受験者 合格者		第二次 受験者	最終 合格者	競争率
保育園長	人	人	人	人	人	倍
	64	56	19	19	7	8.0

(ウ) その他の昇任選考

(単位:人)

	(単位:人)	
職種	職位	合格者
	局長級	7
	部長級	19
	部次長級	33
行政職員	課長級	41
门政机员	課長補佐級	71
	係長級	19
	専任職	5
	小計	195
	消防監	3
消防職員	司令長	6
1月的74K只	司令補	1
	小計	10
医療職員	部長級	2
	課長級	7
	小計	9
	部長級	1
	部次長級	1
医療技術・	課長級	3
看護職員	課長補佐級	7
	係長級	2
	小計	14
企業職員	部長級	4
(水道局、交	部次長級	4
通局及び病	課長級	11
院経営局職	課長補佐級	10
員)	係長級	33
- 11	小計	62
合計		290

ウ 転職

転職試験は、既に技能職員として一定の在職期間と経験年数を有する者が、事務系又は技術系職員に転職する場合の試験であり、行政職員としての職務遂行能力の有無を判定するもので、昭和35年度から実施しています。

(ア) 転職試験 行政職員転職試験

a 実施日

第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
9/25	一般論文:10/24 面接:10/13・17	12/1

b 実施状況

試験区分	申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	最終 合格者	競争率
事務(A)(B)	人	人	人	人	人	倍
	794	634	81	80	19	33. 4
土木(A)(B)	13	11	3	3	0	
機械	18	17	3	3	1	17. 0
電気	10	10	3	3	0	
合計	835	672	90	89	20	33.6

(イ) 転職選考

(単位:人)

	\ 1	1. · / (/
職種	職位	合格者
	部長級	1
行政職員	課長級	1
	事務吏員	5
医療技術・看護職員	技術吏員	1
合計		8

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条等の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することと定められています。

本委員会では、職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査結果等を もとに、本市職員の給与に関する報告及び勧告を行っています。

ア 報告

<特徴>

月例給を引下げ(▲0.40%)、ボーナスは引上げ(0.05月分)

- (1) 公民給与の較差(▲0.40%)を解消するため、月例給を改定
- (2) 期末・勤勉手当は民間の支給割合(4.45月)を踏まえ引上げ
 - ※ 月例給は2年ぶりの引下げ、期末・勤勉手当は8年ぶりの引上げ勧告を行った。

<給与比較>

民 間 給 与	413, 255円	(A)	
職員給与	414, 932円	(B)	
公民較差(A)-(B)	▲1,677円	(0.40%)	
※ 前年の公民較差	97円	(0.02%)	

<特別給>

民間特別給 4.45月 (本市現行 4.40月)

※ 昨年の民間特別給 4.41月 (昨年の本市期末・勤勉手当の改定はなし)

<報告における指摘事項>

(給料表及び諸手当の改定)

- ○給料月額の引下げ改定を行うとともに、扶養手当は国等の動向を考慮し、引下げ改定を行う。
- ○期末・勤勉手当は、民間の支給割合(4.45月)を踏まえ、引き上げる。

(給与制度・昇任体系の再構築)

職務・職責の違いが反映されにくく、年功的な現在の制度を見直し、職務・職責や勤務実績がより適切に反映され、市民の理解と納得が得られる、新たな給与制度・昇任体系を構築するため、給料表の級設定、昇任体系の複線化などを検討し、今後、職員の意見聴取や、関係機関等との意見交換を行い、早期に新制度の内容を明らかにする。

イ 勧告

① 勧告日等

勧	녙	Ľ,	日	平成17年9月9日
実	施	時	期	平成18年1月1日

② 公民較差

民間給与	職員給与(比較給与)	公民較差	
	平均年齢	(A-B)	較 差 率 (C∕B×100)
A	В	С	
	414, 932		
413, 255円	43歳5月	▲1,677円	▲ 0.40%

③ 給与改定

	改定後の平均給与月額	平均改定額	平均改定率
D		E (D-B)	E/D×100
	413, 255円	▲1,677円	▲ 0.40%

給料表の引き下げ改定

④ 平均年間給与額

	平均年間給与額 (勧告後)	平均年間給与額 (勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
I	F	G	H(F-G)	H/G×100
	6,742,388円	6,749,770円	▲7,382円	▲ 0.11%

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

人事委員会は、職員から、地方公務員法第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、事案について審査し、判定 するとともに、その結果によって必要な勧告等を行います。

ア 処理状況 (単位:件)

要求件数						処理件数					翌年度へ	
区 分	分	前年度		計	l.n	# T			判定		計	操越
		からの 繰 越	7121796	新規 (A)	却下	下 取下	取下 打切	棄却	一部認容	全部認容	()	A - B
Z成 7年度	:	2		3	1	1	0	0	0	0	2	1

イ 完結事案(平成17年度)

事案番号	要求者 要求年月日		要求内容	処理状況
16人(措)第2号	医務吏員	H16. 8. 4	勤務時間	H18.2.8 取り下げ
16人(措)第3号	公立学校教員	H16. 10. 26	執務環境	H17.5.25 却下

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

人事委員会は、職員から、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関する不服申立てがあった場合は、同法第49条の3から第51条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果によって処分の承認、修正又は取消し等を行います。

ア 処理状況 (単位:件)

	係属件数		文 処理件			类		翌年度へ			
区分	前年度	⊹ ι τα	計	+=- -	H +	Jet 150		判定		計	繰越
	からの 繰 越	新規	(A)	却下	取下	打切	処分容認	処分取消	処分修正	/ - \	A - B
平成 17年度	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	10

イ 完結事案(平成17年度)

事案番号	請求者	処分者	請求年月日	処分内容等	処理状況
_	_	_	_	_	

(5) その他市長が必要と認める事項

ア 組織及び運営

(ア) 委員 (平成18年3月31日現在)

人事委員会は、地方公務員法の規定により、3人の委員をもって組織され、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、委員を選任します。

職名	氏名	常勤・非常勤	就任年月日	任期満了年月日
委員長	井上 嘉久	非常勤	平成14年7月1日	平成18年6月30日
委員	鈴木 正次	非常勤	平成16年6月1日	平成20年5月31日
委員	秋山 桂子	非常勤	平成17年12月22日	平成19年12月17日

(イ) 委員会開催状況

人事委員会の会議は、定例会と臨時会に分けられており、定例会は原則として毎週水曜日に行われ、臨時会は委員長が必要があると認めたときなどに行われます。

平成17年度は、42回開催し、135件の審議を行いました。

(ウ) 事務局

○ 職員数 (平成18年3月31日現在)

(単位:人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	合計
1	1	3	6	12	23
(事務局長)	(公務員制度 改革担当部長)	(調査課長) (任用課長) (担当課長・調査 課担当係長兼務)	(調査課担当係長 2) (任用課担当係長 4)	(調査課・	(応援配置職員 を含む)

○ 組織図 (平成18年3月31日現在)



- 1 人事委員会の委員及び委員会の議事
- 2 人事行政制度に関する総合的な調査 研究及び企画立案並びに勧告及び意見 の申し出
- 3 地公法第4条に規定する職員(以下 「職員」という。)の給与、勤務条件 その他の勤務条件に関する制度の調査 研究報告及び勧告
- 4 職員の勤務条件に関する措置の要求 及び職員に対する不利益処分について の不服申立て
- 5 職員の苦情の処理
- 6 地公法第52条第1項に規定する職員 団体の登録等
- 7 労働基準監督機関の権限行使
- 8 事務局内の人事、文書、予算及び決算
- 9 他の課の主管に属しないこと。

- 1 職員の任用制度に関する調査研究 及び企画立案
- 2 職員の採用試験の立案及び実施
- 3 職員の昇任試験及び転職試験の立 案及び実施
- 4 職員の採用、昇任及び転職の選考
- 5 その他職員の任用に関すること

○ 平成17年度予算(概要)

(千円)

	Ž	款	項目			当初予算額
2款	総務費	ł				212, 064
6項	1 人事多	美員会	費			212, 064
1	. 目 人事	委 員	会 費			212, 064
	1節	報		函	H	13, 380
	2節	給		彩	ł	72, 457
	3節	職	員 手	当 等	Š F	64, 800
	7節	賃		金	È	1, 354
	8節	報	償	費	Ť	1, 382
	9節	旅		費	Ť	2, 227
	10節	交	際	費	Ť	35
	11節	需	用	費	Ť	16, 600
	12節	役	務	費	Ť	4, 953
	13節	委	託	彩	ł	23, 223
	14節	使月	用料及び	賃貸幣	ł	7, 355
	18節	備	品 購	入 費	t	1, 570
	19節	負担	l 金補助及で	び交付金		2, 728

(エ) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

○ 全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会とは、都道府県、指定都市及び特別区等の人事委員会で構成され、 人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、地方自治 の本旨の実現に資することを目的とした組織です。

年月日	会議名	開催地
平成17年6月3日	第109回総会	東京都
平成17年6月21日	第48回公平審查事務研修会	広島県
平成17年11月8日	第110回総会	茨城県

○ 大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会とは、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会で 構成され、加盟人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営 を図り、地方自治の本旨の実現に資することを目的とした組織です。

年月日	会議名	開催地
平成17年4月14日	委員長会議	大阪市
平成17年7月21日	事務局長会議	川崎市
平成17年8月23日	委員長・事務局長合同会議	札幌市
平成17年10月26日	職員研修会(給与関係)	千葉市
平成17年11月10日	課長会議	広島市
平成18年1月26日	課長会議	名古屋市
平成18年2月2日	職員研修会(公平関係)	北九州市
平成18年2月15日	職員研修会(任用関係)	特別区

イ 職員団体の登録の状況 (平成18年3月31日現在)

人事委員会は、地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録年月日	職員団体名
昭和41年10月11日 昭和26年9月27日	横浜市従業員労働組合(市従)
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市教職員組合(浜教組)
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立大学病院従業員労働組合 (医従)
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立高等学校教職員組合(浜高教)
昭和44年9月12日	横浜市立小中学校長副校長組合(浜管組)
昭和52年9月28日	横浜学校労働者組合(横校労)
昭和56年12月24日	神奈川県学校事務労働組合・横浜
平成2年8月1日	自治労横浜市従業員労働組合(自治労横浜)
平成2年2月19日	学校事務職員労働組合神奈川横浜支部

⁽注)登録年月日欄の下段の年月日は、昭和40年の地公法改正による切り替え登録がなされる前の 登録年月日です。

ウ 管理職員等の範囲の指定 (平成18年3月31日現在)

管理職員等と管理職員以外の職員とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、 同一の職員団体を組織することができないとされています。

管理職員等の範囲については、地方公務員法第52条第3項ただし書き及び第4項の規定で、人事委員会規則で定めることとされていることから、本委員会では「管理職員等の範囲を定める規則」を定めています。管理職員等の職にあたる職員数は1,349人になります。

エ 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員(ただし、労働基準法別表第1の第11号、第12号及び号外の官公署に勤務する職員)の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使することを定められています。

(ア)対象事業所(平静18年3月31日現在)

Ţ	号別区		等	11号 (郵便・電気通信業)	12号 (教育・研究・調査)	号外	計
事	業	所	数	0	544	223	767

(イ) 特定機関等の設置及び検査状況 (平静18年3月31日現在)

区	分	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ
設	置数	6	5	0	1
性	能 検 査	5	5	0	0
落	成検査	0	0	0	1

オ 職員の苦情の処理の状況

平成16年6月の地公法改正に伴い、平成17年4月から、職員が意欲を持ち、安心して職務に専念できるよう、職員から勤務条件その他の人事管理に関して相談を受ける職員相談を実施しています。相談は面談を原則とし、人事制度などについての説明や本人に対する助言、必要に応じて所属や関係部署への情報伝達、調査・照会依頼などを行います。

(ア) 相談件数

<u> </u>	tel Net
区分	件数
給与	1件
旅費	0件
勤務時間	2件
休暇	1件
執務環境	2件
厚生福利	0件
服務	2件
転任	2件
任用	1件
セクシュアル・ハラスメント	0件
いじめ・嫌がらせ	1件
その他	4件
計	16件

(イ) 処理状況

建生代化				
処 理 内	件 数			
相談者から事情を聴取し制度の記 もの	6件			
相談者に当局との話し合いを勧	0件			
相談者の申出内容を当局に伝	総務局人事課	2件		
えたもの	所属人事担当課	6件		
当局に調査・報告を依頼したも	0	2件		
その他	0件			
計		16件		

【参考】 根拠法令

地方公務員法(抜粋)

(人事行政の運営等の状況の公表)

第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- 2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の 長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
- 3 地方公共団体の長は、前二項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 2 月 25 日 条例第 2 号

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。 (報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年10月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政 の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員の服務の状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(人事委員会の報告の時期)

第4条 人事委員会は、毎年10月末日までに、市長に対し、前年度における業務の 状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第5条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年11月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 横浜市報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

RH Bil

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【お問合せ先】

◇人事行政の運営の状況

(1)職員の任免及び職員数に関する状況 ···行政運営調整局人材組織部人事組織課(Tal: 045-671-2173)

(2)職員の給与の状況 ···行政運営調整局人材組織部職員課(Ta:045-671-2157)

(3)職員の勤務時間その他の勤務条件の状況…行政運営調整局人材組織部職員課(Ta:045-671-2157)

(4)職員の分限及び懲戒処分の状況 ····行政運営調整局人材組織部人事組織課(In: 045-671-2072)

(5)職員の服務の状況 ····行政運営調整局人材組織部人事組織課(Tel: 045-671-2072)

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア~ウ ····行政運営調整局人材組織部人材開発課 (Tel: 045-662-2923)

エ ····行政運営調整局人材組織部人事組織課 (Tel: 045-671-2173)

(7)職員の福祉及び利益の保護の状況 …行政運営調整局人材組織部職員課(1年:045-671-3915)

◇人事委員会の業務の状況

···人事委員会事務局調査課 (Ta:045-671-3346)